

福岡県医発第206号(地)

平成17年 4月22日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号
の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令の公布について

時下貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令が公布され、平成17年7月1日から施行されることとなった旨、厚生労働省健康局結核感染症課長より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありました。

本通知は、サルについては人に感染症を感染させる可能性が高いことから、国際獣疫事務局国際動物衛生規約にも準拠し、試験研究等の用に供されるもの以外のサルの輸入を認めないこととされたものであります。

つきましては、貴職におかれましても、本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会会員等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(地Ⅲ8)

平成17年4月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令の公布について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令が公布され、平成17年7月1日から施行されることとなり、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長に対し通知がなされました。

本通知は、サルについては、人に感染症を感染させる可能性が高いことから、国際獣疫事務局国際動物衛生規約にも準拠し、試験研究等の用に供されるもの以外のサルの輸入を認めないこととしたものであります。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、よろしくご高配の程お願い申し上げます。

健感発第 0330003 号
平成 17 年 3 月 30 日

社団法人 日本医師会感染症危機管理室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54
条第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令の
公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の
輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省・
農林水産省令第 3 号）が、本日公布され、平成 17 年 7 月 1 日から施行される
にあたり、別添のとおり各自治体あて通知したところです。

つきましては、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知に
関し、特段のご配慮をお願いいたします。



健感発第 0330003 号

平成 17 年 3 月 30 日

各
都道府県
政令市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省・農林水産省令第 3 号）は、本日公布され、平成 17 年 7 月 1 日から施行されるところである。

今回の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、了知の上、関係者に対して周知いただきたい。

記

1 改正の趣旨

現在、地域を限定して輸入されているサルについては、農林水産省動物検疫所において、エボラ出血熱及びマールブルグ病に係る検疫を実施した後、その輸入が認められているところである。しかしながら、サルについては、人に感染症を感染させる可能性が高いことから、国際獣疫事務局（OIE）国際動物衛生規約にも準拠し、試験研究等の用に供されるもの以外のサルの輸入を認めないこととしたものである。

2 改正の内容

輸入を認めるサルについては、「試験研究機関又は動物園（感染症を人に感染させるおそれがない施設として、厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。）において、業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるもの」と規定されたところである。

厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けようとする試験研究機関及び動物園の設置者は、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定めるところにより、申請書に感染症を人に感染させるおそれがない施設であることを証する書類その他の書類を添付して申請しなければならないこととした。

3 指定に係る手続き

厚生労働大臣及び農林水産大臣による指定の基準等は、別途策定する。

4 施行期日

平成17年7月1日から施行する。

5 参考資料

官報写し
新旧対照表



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令

(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三)

○中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(同四)

○農水産業協同組合貯金保険法施行規則及び農業協同組合法第九十四条の二第四項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・財務・農林水産一)

○信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(内閣府・経済産業四)

○商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令(同五)

〔省 令〕

○地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令(総務四七)

○石油需給適正化法に基づく石油の使用の制限に関する省令の一部を改正する省令

(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○政府が第三債務者として差押えられたる債務額の仕払停止仕払執行及び供託に関する手続の一部を改正する省令(財務二四)

○鉱工業技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○鉱工業技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令(同二)

○企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二)

○中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(同三)

○中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境四)

○薬事法施行規則第二十四条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働五三)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令

(厚生労働・農林水産三)

○工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令の一部を改正する省令

(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通五)

○日本工業規格への適合性の認証に関する省令(同六)

○工業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(同七)

○感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部を改正する省令(農林水産四一)

○動物用医薬用具の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令(同四二)

○動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令(同四三)

○水産業協同組合の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令の一部を改正する省令(同四四)

○独立行政法人緑資源機構が行う独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第一号に規定する林道の開設又は改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令(同四五)

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(同四六)

○農地法施行規則の一部を改正する省令(同四七)

○容器保安規則等の一部を改正する省令(経済産業三九)

○経済産業省組織規則の一部を改正する省令(同四〇)

○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令(同四一)

(以下次のページへ続く)

四 規則第百八十八条第一 号イに規定する専門講習 (画像診断システム関連)	一 機器概論 二 関連規格及び基準の概要 三 信頼性工学及び安全性工学 業務管理の概要 四 感染防止対策 五 苦情処理及び異常時の対応 六	八時間
五 規則第百八十八条第一 号イに規定する専門講習 (生体現象計測・監視シ ステム関連)	一 機器概論 二 関連規格及び基準の概要 三 信頼性工学及び安全性工学 業務管理の概要 四 感染防止対策 五 苦情処理及び異常時の対応 六	八時間
六 規則第百八十八条第一 号イに規定する専門講習 (治療用機器・医療用設 備関連)	一 機器概論 二 関連規格及び基準の概要 三 信頼性工学及び安全性工学 業務管理の概要 四 感染防止対策 五 苦情処理及び異常時の対応 六	八時間
七 規則第百八十八条第一 号イに規定する専門講習 (人工臓器関連)	一 機器概論 二 関連規格及び基準の概要 三 信頼性工学及び安全性工学 業務管理の概要 四 感染防止対策 五 苦情処理及び異常時の対応 六	八時間
八 規則第百八十八条第一 号イに規定する専門講習 (光学機器関連)	一 機器概論 二 関連規格及び基準の概要 三 信頼性工学及び安全性工学 業務管理の概要 四 感染防止対策 五 苦情処理及び異常時の対応 六	八時間
九 規則第百八十八条第一 号イに規定する専門講習 (理学療法用機器関連)	一 機器概論 二 関連規格及び基準の概要 三 信頼性工学及び安全性工学 業務管理の概要 四 感染防止対策 五 苦情処理及び異常時の対応 六	八時間
十 規則第百八十八条第一 号イに規定する専門講習 (歯科用機器関連)	一 機器概論 二 関連規格及び基準の概要 三 信頼性工学及び安全性工学 業務管理の概要 四 感染防止対策 五 苦情処理及び異常時の対応 六	八時間

十一 規則第百八十八条第一 号イに規定する専門講習 (検体検査用機器関連)	一 機器概論 二 関連規格及び基準の概要 三 信頼性工学及び安全性工学 業務管理の概要 四 感染防止対策 五 苦情処理及び異常時の対応 六	八時間
--	--	-----

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省 令第三号

農林水産省 令第三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十四条第一号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宜伸

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

サル	次に掲げる地域以外の地域 一 アメリカ合衆国 二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国
サル	すべての地域（試験研究機関又は動物園（感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。）において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。） 一 アメリカ合衆国 二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国

改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の表サルの項に規定する指定を受けようとする試験研究機関又は動物園の設置者は、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定めるところにより、申請書に感染症を人に感染させるおそれがない施設であることを証する書類その他の書類を添付して申請しなければならない。

附 則

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年厚生省・農林水産省令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（輸入禁止地域） 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。			（輸入禁止地域） 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。		
指定動物	地域		指定動物	地域	
イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミサル	すべての地域	すべての地域（試験研究機関又は動物園（感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。）において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。）	イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミサル	すべての地域	次に掲げる地域以外の地域
	一 アメリカ合衆国				一 アメリカ合衆国
	二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国				二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国

2 前項の表サルの項に規定する指定を受けようとする試験研究機関又は動物園の設置者は、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定めるところにより、申請書に感染症を人に感染させるおそれがない

施設であることを証する書類その他の書類を添付して申請しなければならぬ。